

# 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 の 「従うべき基準」を堅持することを求めるアピール

2018年12月25日に、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」のうち、放課後児童支援員の資格及び配置員数に関する基準について、児童福祉法で「従うべき基準」であるところを「参酌すべき基準」に変更すると閣議決定したことについて、子どもの最善の利益を守る立場からも変更すべきではありません。

学童保育（放課後児童健全育成事業）は「安心して働きつづけたい」「子どもに安全で居心地の良い放課後の生活をさせたい」という保護者の切実な願いから生まれました。

その学童保育は、保育を必要とする小学生の多様な発達を保障すること、保護者が安心して学童保育に子どもを託せること、そしてその家庭を守る重要な役割を担っています。

子どもの命と安全を含む最善の利益を守り、安定した「生活の場」を保障し、学童保育の目的・役割を果たすためには、学童保育指導員（放課後児童支援員）は固有の専門性が必要です。その必要性が認められ「放課後児童支援員」という資格が2015年度から「従うべき基準」となり、開所時間帯の2人以上配置が同じく「従うべき基準」とされました。また、国が示した「設備運営基準」と「放課後児童クラブ運営指針」にもとづいた運営をするためには、この2つの「従うべき基準」を実行することが不可欠です。

資格ができたものの、学童保育指導員の処遇は、低いといわれている保育士以上に低い状態にあるばかりか、常勤が配置されていない現場もあります。働き続けられる職場ではなく、非常勤でまかなえる状況にしている国の施策を問題にするのではなく、学童保育指導員が確保できないという観点から、「従うべき基準」を「参酌すべき基準」にするのは、子どもの最善の利益がまもれず、学童保育指導員の処遇保障がされないことに繋がり、保護者の家庭・子育てに悪い影響を与えることであり、容認できないことから、「従うべき基準」を堅持することを求めます。

2019年2月  
一般社団法人学童保育士協会